平成２１年（フ）第８１１号
神奈川県愛甲郡愛川町三増465番15、住民票上の住所東京都町田市相原町1801番地67
債務者　磯邉喜美代
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第８２０号
神奈川県中郡二宮町百合ヶ丘３―18―１―301、住民票上の住所神奈川県茅ヶ崎市円蔵１丁目21番69号―201
債務者　須賀　由浩
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第８２５号
神奈川県小田原市酒匂１丁目５番52号　ステラハウス105
債務者　山本　宙孝
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第８３５号
神奈川県中郡二宮町二宮1171番地の１　長寿荘３号
債務者　松本　　孝
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第１０７号
新潟県村上市佐々木426番地36
債務者　阿藤　眞弓
1　決定年月日時　平成21年12月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第５４３号
愛知県江南市五明町大膳120番地　２号棟202号室
債務者　飯塚　耐一
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第５５２号
愛知県一宮市今伊勢町馬寄字大聖14番地
債務者　木野まつ美
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第５６８号
愛知県犬山市大字羽黒字畑間50番地１
債務者　小酒井　太
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２０年（フ）第１５７６号
京都市伏見区小栗栖中山田町50番地　府営住宅小栗栖西団地33―305
債務者　河井　　修
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第３７７号
京都市北区鞍馬口通室町東入小山町223番地
債務者　赤理グレースこと　ＡＫＡＲＩ　ＧＲＡＣＥ　ＲＯＢＬＥＳ
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１４６６号
京都府相楽郡精華町桜が丘１丁目23番地１　山本テラスハウス３号
債務者　小野　和浩
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１９１２号
京都府長岡京市花山３丁目48番地７　カルム長岡京203
債務者　立石　邦夫
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１９５６号
京都市北区西賀茂今原町11番地
債務者　足立　寿樹
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２０３４号
京都市山科区西野岸ノ下町15番地19　プラモーションアベニュー102号
債務者　伊達　洋子
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２０８３号
京都府京田辺市三山木七瀬川３番地の29
債務者　西村　昌泰
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２０９０号
京都市下京区間之町通五条上る朝妻町107番地
債務者　山﨑　　彰
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２０９２号
京都市西京区桂徳大寺北町57番地　グレイパレスロックⅠ―305号室
債務者　村田　晃一
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係